

令和7年度 第8回豊能町教育委員会会議（11月定例会）会議録

日 時： 令和7年11月12日（水） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

出席者： 教育長 板倉 忠

教育委員 宮崎 純光

教育委員 坂口 敏子

教育委員 小松 郁夫

教育委員 増田 ゆか

事務局： こども未来部長 仙波 英太朗

教育総務課長 池田 拓也

義務教育課長 峯 亜希子

こども育成課長 高田 浩史

生涯学習課長 中谷 匠

教育総務課主任 横山 悟士

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第14号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件

第15号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件

第16号議案 豊能町立認定こども園条例改正の件

第17号議案 指定管理者の指定について

○各課・室からの報告

【教育長】

定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達していますので、令和7年度第8回豊能町教育委員会会議11月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いします。馬渡委員につきましては事前に欠席の旨のご連絡をいただいております。

本日は審議事項が4件ございます。初めに第14号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

第14号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件」につきましてご説明いたします。

まず、資料4枚目の新旧対照表をご覧ください。今回の議案は「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件」となっております、3つの条例をまとめて改正するものとしております。新旧対照表の上に書かれている条例名ですが、1つ目が「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。これを①とします。

次に4ページのところですが、表題の上に書かれている「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」、これが2つ目の条例でございますので②といたします。

続きまして5ページ、これも表題の上のところになります「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、これを③といたします。

今回の改正の対象となる合計3件の条例には同様の改正が必要であるため、これら3条例をまとめて「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等」として、改正を行います。3件の条例の名称は先ほどご説明した通りでございます。

改正の理由につきましては児童福祉法の改正に伴い、今回の改正対象となる条例3件について、それぞれ国が定める基準が改正されたことから所要の改正を行うものです。

続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。当該条例につきましては、児童福祉法の規定により、市町村は条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は内閣府令で定める基準に従い又は基準を参照して定めるものとされています。今般の内閣府令改正に伴い、当該条例についても府令と同様の改正を行うものです。

では、主な改正点についてご説明いたします。先ほど①で申し上げました、「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の新旧対照表をご覧ください。

1点目は、虐待等の禁止に係る条文中の項目番号を追加するものです。この新旧対照表では第13条に該当します。なお、これは先ほど申し上げた条例①、②、③のすべてに該当条文がございます。

内容は、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が児童福祉法に追加され、また同条に第2項及び第3項が新たに設けられたため、条例で児童福祉法の同条を引用している部分について、表記を省略していた第1項を新たに表記するものです。

2点目は、地域限定保育士の一般制度化による規定を追加するものです。①の条例で言いますと、第24条、第30条、第32条、第45条、第48条に同様の内容がございます。また、これは条例①、②、③のすべてに該当条文がございます。その内容は、国家戦略特別区域限定保育士を一般の保育士とみなすことを規定するものでございます。

3点目は、乳幼児健康診査による健康診断の代替措置の規定をするもので、条例①のみに該当条文があり、第18条第2項のところに記載があるものです。その内容といたしましては、「乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する家庭的保育事業等の利用開始時の健康診断、定期の健康診断及び臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができる。」とするものです。いずれの条例に関しましても、施行期日は公布の日としております。

次に、1枚目の議案書をご覧ください。第14号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件」です。提案理由は先ほどご説明した通りでございま

す。続いて2枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は先ほど新旧対照表をご覧いただきながら説明した通りです。続いて4枚目、5枚目、6枚目、こちらの新旧対照表は先ほど申し上げた点について同様の改正が行われていますので、参考としてご覧ください。説明は以上でございます。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑を求めます。地域限定保育士という言葉が出てきましたが、認定については豊能町ではなく大阪府が実施しているのでしょうか。

【こども育成課長】

国家戦略特別区域限定保育士ですが、よく特区認定という言葉が使われています。保育士に関して、大阪府はこの地域限定の保育士を認めるという国からの認可を受けておりまして、現在はその期間中ということでございます。ただこれが期限のあるものですので、期限後どうなるか現在は未定でございます。

【教育長】

つまり大阪府が特区を受けているので、地域限定保育士を認定できるということですね。他いかがでしょうか。それでは質疑を終結よろしいでしょうか。国の改正に伴う改正となります。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。第14号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等改正の件」ということで、説明がありました①②③と、まとめての改正案となります。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第14号議案は可決されました。次に第15号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

それでは、第15号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件」について、ご説明いたします。

資料の最後のページをご覧ください。乳児等通園支援事業について簡単にご説明いたします。まず1「乳児等通園支援事業の概要」でございます。乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、岸田政権の時に異次元の子ども・子育て支援施策の一つとして掲げられたものでございます。

「子ども・子育て支援法」の改正により、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化する目的で創設され、令和6年の試行的実施を経て、令和8年4月からすべての自治体で実施することとなりました。

利用の対象者は、0歳6ヶ月以上満3歳未満の子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付とされています。保護者の就労状況と利用者の年齢区分による制度の利用イメージは、当該資料の中央の表をご覧ください。

次に、2「本町の需給計画」についてです。こども誰でも通園制度の需給計画につきましては、第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画に位置付けております。令和8年度以降、1日あたり6人程度の利用を見込んでおります。

続いて裏面をご覧ください。3「実施体制」でございます。本町においては、令和8年4月1日より、認定こども園豊能町立ふたば園で実施いたします。

4「事業内容」でございます。利用定員は1日当たり6人程度としています。月当たりの利用時間の上限は、国基準と同様の10時間、利用料は一人1時間当たり300円です。

利用希望者は、居住自治体に紙の申請書を提出し、制度利用の手続きをします。次に、制度

の利用を希望する子どもの保護者はスマートフォンなどで利用者の登録を行うとともに、利用したい事業所を選択し初回面談の日程調整を行います。事業所は子どもの利用開始前に保護者との面談を実施し、子どもの様子や配慮すべき事項を聞き取りします。

制度の利用にあたっては、保護者はスマートフォンなどから国が提供する総合支援システムを利用して利用予約を行います。施設の利用後、事業者は保護者から利用料を徴収するとともに、自治体に対して公費負担分の請求を行います。

職員の配置基準については、保育所の保育士配置基準と同様の規定が設けられています。この事業に係る事業者への公費補助負担単価については、子どもの受け入れ時間数に応じて算定されることとなっていて、国が4分の3、府が8分の1、町が8分の1を負担することとなっています。

最後に5「今後のスケジュール」でございますが、本日の教育委員会会議で内容の説明を行い、条例の審議をお願いしております。また、11月末の子ども・子育て審議会においても同様の事業説明を行い、12月議会で条例制定等の議案を提出いたします。

令和8年3月までに事業実施に係る細部の規則等を策定し、令和8年4月に事業を開始いたします。参考資料の説明は以上でございます。

次に議案の説明に移ります。後ろから2枚目の概要書をご覧ください。制定する条例の名称は「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」でございます。

制定の理由は児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める必要が生じたため、条例を制定するものです。

条例の概要について説明します。事業の概要につきましては、先ほど別紙資料に基づきご説明した通りです。この事業を実施するにあたり、町は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないものとされているため、本条例を制定するものです。

続いて、1枚目の議案書をご覧ください。第15号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件」でございます。提案理由は先ほどご説明した通りです。

続いて2枚目の改正案文をご覧ください。各条文のうち主な条文について概要をご説明いたします。

まず第1条においては条例制定の趣旨を規定し、児童福祉法を根拠として事業実施に係る設備及び運営の基準、いわゆる最低基準に関する必要な事項を定めることを規定しています。第2条から第4条においては最低基準の目的を規定するとともに、事業者に対して最低基準を向上させることなどを義務づけることを規定しています。

続きまして、第5条から第10条におきましては、乳児等通園支援事業者が事業実施にあたって守るべき一般原則、非常災害への対応、安全計画の策定、自動車を運行する場合の確認事項、職員の一般的条件、職員の知識及び技能の向上等について規定しています。

続いて第12条から第13条においては、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止について規定しています。

第14条から第15条においては、衛生管理等や食事の提供における設備の基準について規定しています。

第16条から第19条においては、事業所の内部規程の作成に関する義務づけ、帳簿の備え付け、秘密保持等、苦情対応等について規定しています。

第21条におきましては、乳児等通園支援事業の事業区分として、一般型と余裕活用型を規定しています。ここでの一般型は、事業所における定員を主たる事業所とは別に設け、在園児と合同または専用室で受け入れする方式です。

また、余裕活用型は保育所、認定こども園または居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等で、利用児童数が利用定員に満たない場合において、定員の枠を活用して受け入れを行う方式です。

第22条におきましては、一般型乳児等通園支援事業の設備の基準として、保育室等に必要な面積要件のほか、設置すべき設備等について規定しています。

第23条から第27条においては、一般型及び余裕活用型のそれぞれについて、事業の運営に係る職員の基準や支援の内容、保護者との連絡等について、それぞれの事業に必要な事項を規定しています。

附則として、施行期日は令和8年4月1日としています。なお、ふたば園での事業実施に係る

条例改正についてはこの後、第 16 号議案の審議においてご説明いたします。説明は以上でございます。

【教育長】

説明ありがとうございました。質疑を求めます。

【委員】

すべての自治体である必要があると思いますが、時間単位の柔軟な利用ということで、利用方法のところには利用申請後に事前面談を実施し、総合支援システムにより利用するということになっています。子育てをしていると突発的に時間単位で預けたいこともあると思いますが、そういうものの対応はできないということでしょうか。

【こども育成課長】

基本的には事前予約制でございます。予約の期限をいつまでにするか考慮ができますが、例えば 1 週間前よりはもう少し短い数日前ぐらいまでの期限で設定することを想定しております。

【委員】

配置基準は 1 施設につき 2 人を下回らないということであれば 2 人で、これは予定に応じて予約が入ったらそこに追加されるということでしょうか。

私が心配するのは、ふたば園そのものが組織的に取り組んでいかなければなりませんが、スケジュール管理や、誰が乳児のどこをみるのか。

小学校でも、突発的に色々なことがあります、先生たちの手が足りないことがあります。他の乳児に影響を及ぼしたりするということが心配になるかと思いますが、その辺は問題ないのでしょうか。

【こども育成課長】

現在、予定しておりますのは、この「こども誰でも通園制度」の担当職員として必要な人員を配置するということですので、利用する方がいらっしゃっても、いらっしゃらなくても、基本的にはそこに配置するということです。

ただ一方で、誰も利用する方がいらっしゃらなかつた場合に保育士はどうするかですが、その場合にはふたば園本体の保育に加わることになります。

【委員】

利用定員が 1 日当たり 6 人程度というのは、事前に利用しますという方が何人かいらっしゃって、その中から 6 人が利用するということでしょうか。

【こども育成課長】

1 日あたり 6 名としたのは、条件に当てはまる方を割り出し、そのうちどれくらいの方が利用されるかの見込みの上で算定をしております。

保育士の配置に関しては 2 名程度だと思っておりますので、保育士の配置基準からしても、0 歳児が 3 対 1 ということですので、6 名程度が妥当だろうということです。仮にこれを超える利用規模があった場合には、定員以上を受入れるわけにはいきません。その場合には、別の日を利用していただくことになります。

【教育長】

一時預かりを促進するということではなく、保育所の案件に当たらない、家庭にいる生後 6 ヶ月から満 3 歳未満の乳幼児がいるご家庭で、集団で保育・教育を受ける機会を作るという趣旨になります。

在宅のお母さんは家でみることになってしまふので、そういう子たちが施設を利用する機会を得られます。月の上限が 10 時間というのは少なく、国の基準がもっと増えれば良いと思います。

よろしいでしょうか。それでは質疑を終結させていただきます。ただいま説明がありました第 15 号議案「豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例制定の件」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第 15 号議案は可決されました。続けて、第 16 号議案「豊能町立認定こども園条例改正の件」でございます。事務局より説明をお願いします。

【こども育成課長】

第 16 号議案「豊能町立認定こども園条例改正の件」につきましてご説明いたします。本件は、第 15 号議案でご説明した乳児等通園支援事業について、町内事業所としてふたば園で実施するにあたり必要な事項を改正するものでございます。

まず 4 枚目の概要書をご覧ください。改正する条例の名称は、「豊能町立認定こども園条例」です。改正理由は、乳児等通園支援事業を認定こども園豊能町立ふたば園で実施するにあたり、事業内容や利用料などの規定を新たに追加するものです。

条例の概要について説明いたします。本事業の対象となる乳児又は幼児は、「児童福祉法」及び「児童福祉法施行規則」に規定する保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない、生後 6 ヶ月から満 3 歳未満の子どもといたします。

条例第 3 条では、第 3 号に認定こども園が実施する事業として乳児等通園支援事業を追加いたします。条例第 5 条に第 5 項を追加し、乳児等通園支援事業の利用料を 1 時間当たり 300 円と規定します。ただし、利用時間が 1 時間に満たないとき又は利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものといたします。

また、条例第 6 条の保育料減免規定に乳児等通園支援事業に係る利用料を含む規定を追加いたします。その他、参考となる事項として、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とします。

次に 1 枚目の議案書をご覧ください。第 16 号議案「豊能町立認定こども園条例改正の件」でございます。提案理由は先ほどご説明した通りです。

続いて 2 枚目の改正案文をご覧ください。改正内容は先ほど概要書でご説明した通りです。3 枚目の新旧対照表は参考資料としてご覧ください。

なお、細部における当該事業の実施方法等については、事業開始に向けて現在、その細部について協議検討を行っている最中でございます。細部が決まりましたら改めてご説明をさせていただきます。説明は以上でございます。

【教育長】

説明ありがとうございました。ただいまの説明に対する質疑を求めます。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました第 16 号議案「豊能町立認定こども園条例改正の件」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第 16 号議案は可決されました。最後に第 17 号議案「指定管理者の指定について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【生涯学習課長】

それでは、第 17 号議案「指定管理者の指定について」、提案理由をご説明いたします。本件につきましては、豊能町立スポーツセンターシートスの現行の指定管理期間が今年度末で終了することから、来年度以降も地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による、管理を行わせるものを指定したいので、同条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案いたします指定管理者は TAC・日本管財共同企業体であります。代表団体は東京都中野区中野二丁目 14 番 16 号、株式会社東京アスレティッククラブ、代表取締役は正村宏人氏であります。

構成団体は、兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 16 号、日本管財株式会社、代表取締役は福田慎太郎氏であります。

また、指定管理の期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。提案理由としましては豊能町スポーツセンターシートスの指定管理者を指定するものでございます。

それでは、具体的な内容につきましてご説明いたします。スポーツセンターシートスにつきましては、平成 11 年度から指定管理者により施設を運営してきておりますが、現在の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、新たに指定管理者を定めるものでございます。

指定管理に係る経過を報告させていただきます。2 枚目の資料 1 をご覧ください。本年 5 月に指定管理者の検討部会を立ち上げ、検討部会と選定委員会を開催し、選定を進めてまいりました。9 月 9 日にシートスの現地施設案内と説明会を開催いたしましたところ、スポーツ施設の運営会社が 2 社、施設の管理会社が 2 社、合計 4 社の参加がございました。

その後、10 月 3 日から 10 月 16 日の期間をもちまして、応募書類の提出期間とさせていただいたところですが、最終的に応募書類の提出があったのが 1 社のみでございました。その 1 団体が、TAC・日本管財共同企業体になります。10 月の検討部会において、一次審査としまして書類審査を行いました。次の資料 2 をご覧ください。TAC・日本管財共同企業体の得点が 71 点となります。

その後、11 月の二次審査ではプレゼンテーションを実施の上、選考を行い、こちらの得点が 69.86 点ということになりました。応募団体は 1 社のみですが、選定委員会において現在の実績と提案内容を評価されたことにより、TAC・日本管財共同企業体を最終候補者に決定しました。本日、この議案をお認めいただきましたら、12 月議会に上程させていただく予定となっております。説明は以上です。

【こども未来部長】

このシートスの指定管理の選定にあたりまして、皆様ご承知の通り来年、令和 8 年 4 月からとの西学園ととの東学園が開校します。現在はそれぞれ各小中学校のプールで授業を行っていますが、今度 2 校になるにあたりまして、プールの授業をどうするかについても検討して参りました。

プールは開校以来ほとんど改修工事を行っていないために、新しい両校のプールの改修工事の費用がすごく高額になると、夏場の気温が高過ぎてプールの授業が安全にできないという課題がありました。シートスは室内プールになりますので天候の影響がないということで検討して参りました。

今回の指定管理を募集するにあたりまして、との東学園もとの西学園もシートスの中でプール授業を行っていただくというところも、提案の材料とさせていただき、最終的にその提案を受け入れる形で、この議案に挙がっております TAC・日本管財共同事業体さんがお受けするというご提案をいただきました。

今回ここでお認めいただき、12 月議会でご承認をいただいたら、最終的に来年度の授業からは、東学園・西学園ともにプールの授業をシートスの中で実施する予定をしております。

詳細につきましては、また学校と協議をしながらどういう形でやっていくか進めていきたいと思っております。以上です。

【教育長】

説明ありがとうございました。以上の件につきまして、ご質疑ありますでしょうか。

それでは私の方から、プレゼンテーションが 69.86 点ということですが、審査するにあたり最低基準を持っていましたと思いますが、この点数が審査を通過する基準にあたってるという判断になつたというわけですね。

【生涯学習課長】

最低基準は設けていなかったのですが、概ね 6 割は必要であろうということで、今回の点数は問題ないという判断からこのような選定になつております。以上です。

【教育長】

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

【委員】

今後のことば、これから詳細を決めていくといふことですが、東地区もシートスで水泳の授業を行うということになると、バスの用意や授業時間数が行って帰ってくるだけで2,3時間分かかりますので、授業時間確保の事とか色々あると思うのですけれど、それでもやはり東地区にはプールがつくれないということですね。

【こども未来部長】

先ほど申し上げました費用面というのは町全体として考慮することですが、東西に両方プールを作ることの検討はいたしました。学校ともその際、意見交換を行いましたが、夏場に授業を行えない場合があるということが一つ。実際に学校からのご意見としてあったのは、学校のプールで授業をする場合、暑い日もありますが時期によっては肌寒い日もあり、肌寒い日では中々プール授業をするまでの間、体が慣れないことがあります。

今年はシートスで吉川小学校と光風台小学校の児童が授業をしましたが、この場合ですと常に水温や室内温度が一定で、プールに入る環境が整っており、プールの授業がすぐに開始できるという意味では、授業時間数としては同じ2時間を費やすにしても結構有効な形で授業ができるというご意見をいただきております。

あとは、当然のことながら東学園からはバス等による移動になりますが、その授業時間確保についても現在、学校と調整をしております。

バスについては、シートスが1台運行しており、そのバスと町バス等の所有するバスを利用して、東学園からもシートスに送迎するという形で現在調整しています。

【教育長】

説明について、教育委員会会議なので、教育にとってメリットがあるのかどうかというところの説明からすべきでした。小学校が2校お世話なっていますが、普段は2時間単位で授業をします。着替えたりとかプールが冷たいから水慣れしたりとかいう時間がかかるというところです。

同じ1時間でも、温水ですとすぐ指導ができるので、2時間の内容ができるというご意見があり、移動する時間を考えても十分効果があるということを校長からご意見いただいておりまして、今回すすめるという形になっております。

これが温水であるメリットで、豊能町にシートスがあるということが良い財産だと思います。今のところ東地区は遠いからどうかとお伝えしましたが、東地区も是非とも使わせてほしいというのが学校からのご意見でした。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、12月議会で上程させていただきまして、議会の方でご承認いただくという形になります。

教育委員会については今から採決に移ります。それでは質疑を終結させていただきます。採決を行います。ただいま説明がありました第17号議案「指定管理者の指定について」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第17号議案は可決されました。次に、前回会議以降の課の報告に移らせていただきます。では順次、事務局より報告を求めます。

【こども未来部長】

- ・スクールバスについて
- ・部活動の地域展開について

【教育総務課長】

- ・とよの東学園の工事について

【義務教育課長】

- ・学校運営協議会について
- ・保護者説明会について
- ・研究指定校について

【こども育成課長】

- ・西地区における公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営法人の選定について

【生涯学習課長】

- ・イベント関係について

【教育長】

- ・高校入試制度について

【教育長】

よろしいでしょうか。それでは本日の議事はすべて終了しました。次に 12 月の教育委員会会議の日程でございますが、12 月 24 日（水）午後 2 時から予定しております。よろしくお願いいいたします。

以上をもちまして令和 7 年度第 8 回豊能町教育委員会会議 11 月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

閉会 午後 3 時 25 分